

中条町・黒川村

行政制度調整「調整方針等の変更」について  
(その2)



## 行政制度調整方針

分類	調整項目	記載事項	調整方針	ページ
印鑑登録	届出受理	認可地縁団体印鑑登録	調整方針の変更 本庁において、中条町の例により統一する。 (変更前)「本庁、支所で中条町の例により統一する。」	1
印鑑登録	印鑑登録証・印鑑証明の交付	地縁団体印鑑証明	調整方針の変更 本庁において、中条町の例により統一する。 (変更前)「合併時に中条町の例により統一する。」	2
手数料	証明・交付等手数料	住民基本台帳、印鑑登録、外国人登録、その他	調整方針の変更(黒川村の手数料の改定による) 両町村で差異がないため、現行のとおりとする。	3
		その他の一部	調整方針の変更(黒川村の手数料の改定による) 合併時に黒川村の例により統一する。	
高齢者対策	生活管理指導事業		調整方針の変更 合併時に中条町の例により統一する。 (変更前)「現行のとおりとする。合併後、3年以内に統一する。」	4
高齢者対策	介護予防事業		調整方針の変更 中条町の例により統一する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。 (変更前)「合併時に中条町の例により統一する。ただし、内容等については、合併後に検討する。」	5
高齢者対策	金婚式		調整方針の変更 中条町の例により統一する。開催内容の詳細は、老人クラブ連合会の意見を踏まえ、合併時まで決定する。 (変更前)「現行のとおりとする。ただし、合併後、3年以内に老人クラブと開催内容等について協議する。」	6
高齢者対策	戦没者慰霊祭		調整方針の変更 合併後、中条地区と黒川地区で分散開催とする。 (変更前)「合併後、検討する。」	7
高齢者対策	高齢者食生活改善事業		調整方針の変更 中条町の例により統一する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。 (変更前)「合併時に中条町の例により統一する。」	8
高齢者対策	運動指導事業		項目の削除 平成17年度から介護予防事業の中で実施済みのため (変更前)「介護予防事業の転倒予防教室に統合して実施する。ただし、内容等は、合併後に検討する。」	9
敬老祝事業	敬老会		調整方針の変更 合併後、中条地区と黒川地区で分散開催とする。内容は平成18年度から統一する。ただし、黒川地区の対象年齢は段階的に引き上げる。 (変更前)「現行のとおりとする。ただし、対象年齢は、75歳以上とし、黒川村の対象年齢は、段階的に引き上げる。内容は、合併後、3年以内に統一する。」	10
敬老祝事業	敬老祝事業		調整方針の変更 平成18年度から中条町の例により統一する。 (変更前)「現行のとおりとする。合併後、3年以内に統一する。」	11
敬老祝事業	長寿顕彰状		調整方針の変更 平成18年度から対象者を選定し統一する。100歳や米寿など節目となる方のみ贈呈する。 (変更前)「中条町の例による。」	12
老人保健事業	機能訓練事業		調整方針の変更 中条町の例により統一する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。 (変更前)「合併時に中条町の例により統一する。」	13

## 行政制度調整方針

分類	調整項目	記載事項	調整方針	ページ
老人保健事業	乳がん健診		調整方針の変更 マンモグラフィ併用乳がん検診に統一するため、合併時に廃止する。 (変更前)「中条町の例により統一する。対象年齢は、黒川村の例により統一する。」	14
老人保健事業	前立腺がん検診		調整方針の変更 黒川村の例による。ただし、日数及び会場については、合併後3年以内に統一する。 (変更前)「中条町の例による。個人負担金は、50～69歳 700円、70歳以上は、無料とする。」	15
老人保健事業	健康診査希望調査		調整方針の変更 中条町の例により統一する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。 (変更前)「合併後に中条町の例により統一する。」	16
歯科保健衛生	フッ素塗布	対象者、実施方法、委託医療機関	調整方針の変更(ただし書きの追加) 1歳、1歳半、2歳、3歳のフッ素塗布は、中条町の例により統一する。個人負担金は、500円とする。その他、1歳児で歯の生えていない児、2歳半、3歳半の希望者には、フッ素塗布券を発行し、医療機関委託でフッ素塗布を実施する。個人負担金は、1,500円とする。ただし、合併年度は現行のとおりとする。	17
		補助割合	調整方針の変更(ただし書きの追加) 新市負担金は、1,400円×人数とし、乳歯管理は、新市で行う。ただし、合併年度は現行のとおりとする。	
予防接種	予防接種	B C G、ポリオ、二種混合、三種混合、日本脳炎	調整方針の変更 両町村で差異がないため、現行のとおりとする。ただし、実施回数及び実施場所については、合併後3年以内に統一する。 (変更前)「両町村で差異がないため、現行のとおりとする。」	18
		風しん	調整方針の変更 中条町の例により統一する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。 (変更前)「両町村で差異がないため、現行のとおりとする。」	

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	3	印鑑登録
分科会	1	住民分科会	調整項目	1	届出受理

中条町担当	町民福祉課	町民係		
黒川村担当	住民課	住基係		

現況		調整方針	備考																															
記載事項	中条町	黒川村																																
個人印鑑登録	<p>[登録資格] 中条町の住基台帳に記録されているもの。中条町の外国人登録原票に登録されているもの。 以上の者の中でも、15歳未満の者、成年被後見人は登録を受けることが出来ない。</p> <p>[申請方法] (本人申請)登録申請者が、自ら印鑑を持参し申請。 (代理申請)登録申請者が、自ら申請できない時は、代理人が登録者の印鑑を持って申請。</p> <p>[本人確認方法] ・官公署の発行した免許証・許可証・身分証明書であって、本人の写真を貼付したもの、又は外国人登録証明書で確認。 ・中条町で印鑑登録を受けていて、その登録印を押印したうえ、登録申請者が本人に相違ないことを保証した書面で確認。 ・登録申請者に対し、郵送により文書で本人の意志に基づく申請かを確認するための照会をし、その回答書を登録申請者、又はその代理人が持参することにより確認。(回答書の提出期限は、照会書発送の日から起算して20日以内)</p>	<p>[登録資格] 黒川村の住基台帳に記録されている者と黒川村の外国人登録原票に登録されている者。 15歳未満の者、成年被後見人は、登録を受けることができない。 (被成年後見人の確認は施設入所者のみ本籍地へ電話照会している)</p> <p>[申請方法] (本人申請)登録する印鑑、本人確認できる書類 本人確認できない場合は、照会書を送付 (代理申請) ・同居親族の代理人 登録者の印鑑、代理人選任届、誓約書、代理人の印鑑、代理人の本人確認できる書類を持参 登録完了 ・上記以外の代理人 登録者の印鑑、代理人選任届、誓約書、代理人の印鑑を持参。 郵送で本人宛に照会書 後日登録する印鑑、回答書、代理人の印鑑を持参 登録完了</p> <p>[本人確認方法] ・官公署の発行した免許証・許可証・身分証明書であって、本人の写真を貼付したもの、又は外国人登録証明書で確認。 ・黒川村で印鑑登録を受けていて、その登録印を押印したうえ、登録申請者が本人に相違ないことを保証した書面で確認。 ・職員の面識による。 ・上記に該当しない場合は登録申請者に対し、郵送により照会書を送付し、その回答書を登録申請者が持参することにより確認。(回答書の提出期限は、照会書発送の日から起算して20日以内)</p>	<p>本庁、支所で中条町の例により統一する。</p>																															
認可地縁団体印鑑登録	<p>認可地縁団体印鑑登録申請書に必要事項を記入、代表者の個人登録印を押印し、登録する認可地縁団体印鑑と、総務課からの認可通知書を添えて申請する。</p> <p>登録には黒肉を使用する。</p> <p>代表者変更など、記載事項内容の変更があった時は、総務課から変更通知の写しを添付して新たに登録する。</p>	<p>認可地縁団体印鑑登録申請書に必要事項を記入、代表者の個人登録印を押印し、登録する認可地縁団体印鑑を添えて申請する。 登録には黒肉を使用する。</p> <p>代表者変更は職権により修正する。</p> <p>申請時や職権修正時に、認可地縁団体に関する通知の写しを確認書類とする。</p> <p>(変更前)「該当団体なし。」</p>	<p>本庁において、中条町の例により統一する。</p> <p>(変更前)「本庁、支所で中条町の例により統一する。」</p>	調整方針の変更																														
関係法令等	<p>・中条町印鑑条例 ・中条町印鑑条例施行規則 ・中条町認可地縁団体印鑑条例 ・中条町認可地縁団体印鑑条例施行規則</p>	<p>・黒川村印鑑条例 ・黒川村印鑑条例施行規則 ・黒川村認可地縁団体印鑑登録証明事務処理規則</p>	<table border="1"> <tr> <td colspan="4">財政への影響額</td> <td>単位：千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>予算額</td> <td>調整後見込額</td> <td colspan="2">影響額(増減)</td> </tr> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="5">備考 平成 年度当初予算ベース</td> </tr> </table>	財政への影響額				単位：千円		予算額	調整後見込額	影響額(増減)		中条町					黒川村					計					備考 平成 年度当初予算ベース					
財政への影響額				単位：千円																														
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																															
中条町																																		
黒川村																																		
計																																		
備考 平成 年度当初予算ベース																																		

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	3	印鑑登録	中条町担当	町民福祉課	町民係		
分科会	1	住民分科会	調整項目	3	印鑑登録証・印鑑証明の交付	黒川村担当	住民課	住基係		

現 況						調 整 方 針			備 考																		
記載事項	中 条 町			黒 川 村																							
印鑑登録証	印鑑登録の申請をうけ、登録が完了したら印鑑登録証(カード)を交付する。			印鑑登録の申請をうけ、登録が完了したら印鑑登録証(手帳)を交付する。			合併時に中条町の例により統一する。																				
印鑑証明	<p>印鑑証明申請書に必要事項を記入し、印鑑登録証を必ず添付して申請。(本人以外が申請の場合は、代理人の欄にも記入)</p> <p>印鑑登録証はカードを使用。カード持参しない場合は交付をしない。</p> <p>印鑑登録証をカードリーダーに通し発行、交付。</p> <p>印鑑登録証があれば何人でも交付を受けることができる。交付後、申請書には担当者の印を押印し保管。</p>			<p>「印鑑、諸証明等交付申請書」に必要事項を記入していただき、印鑑登録証を必ず添付して申請してもらおう。印鑑登録証を持参すれば何人にも交付できる。</p> <p>印鑑登録証は手帳を使用。</p> <p>手帳内に記載されている登録番号から検索し、発行する。</p> <p>印鑑証明書、申請書に証明番号を押印し、印鑑登録証には日付印、発行者印、証明番号を記載し交付する</p>																							
地縁団体印鑑証明	<p>認可地縁団体印鑑証明交付申請書に記入し、登録されている団体印鑑を押印し申請する。(団体印鑑も添える)</p> <p>認可地縁団体印鑑証明書に登録されている印影の写しについて証明(直接団体印鑑を押印)し、下記の事項を記載して交付する。                      &lt;記載事項&gt; 認可地縁団体の名称 事務所の所在地 登録資格、代表者等の氏名 生年月日</p>			<p>認可地縁団体印鑑証明書交付申請書に記入し、登録されている団体印鑑を押印し申請する。</p> <p>認可地縁団体印鑑証明書に登録されている印影の写しについて証明し、下記の事項を記載して交付する。                      &lt;記載事項&gt; 認可地縁団体の名称 事務所の所在地 登録資格、代表者等の氏名 生年月日、住所</p> <p>(変更前)「該当団体なし。」</p>			<p>本庁において、中条町の例により統一する。</p> <p>(変更前)「合併時に中条町の例により統一する。」</p>			調整方針の変更																	
						<p>財政への影響額 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額(増減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							予算額	調整後見込額	影響額(増減)	中条町				黒川村				計			
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																								
中条町																											
黒川村																											
計																											
関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中条町印鑑条例 ・中条町印鑑条例施行規則</li> <li>・中条町認可地縁団体印鑑条例</li> <li>・中条町認可地縁団体印鑑条例施行規則</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・黒川村印鑑条例</li> <li>・黒川村印鑑条例施行規則</li> <li>・黒川村認可地縁団体印鑑登録証明事務処理規則</li> </ul>			備考			平成 年度当初予算ベース																	

行政制度調整表

専門部会		財政・住民生活	分類		手数料	中条町担当	税務課・町民福祉課		
分科会		民税・資産税・住民	調整項目		証明・交付等手数料	黒川村担当	企画財政課・住民課		

現況						調整方針	備考	
記載事項	手数料の種類	中条町		黒川村				
		単位	金額	単位	金額			
住民基本台帳	身分及び居住等に関する証明	1件	300円	1件	300円	両町村で差異がないため、現行のとおりにする。	調整方針の変更 黒川村の手数料 平成17年4月改定	
	住民票・広域住民票の交付	1件	300円	1件	300円			
	住民票記載事項の証明	1件	300円	1件	300円			
	戸籍附票の写の交付	1通	300円	1通	300円			
	住民基本台帳の閲覧	1人	300円	1人	300円			
	住民基本台帳カードの交付	1件	500円	1件	500円			
印鑑登録	印鑑登録証の交付	1件	300円			合併時に中条町の例により統一する。		
	印鑑証明	1件	300円	1件	300円	両町村で差異がないため、現行のとおりにする。		
	認可地縁団体印鑑登録証明	1件	300円	1件	300円			
外国人登録	外国人登録に関する証明	1件	300円	1件	300円			
臨時運行許可	自動車臨時運行許可申請の審査	1件	750円			合併時に中条町の例により統一する。		
その他	公簿、公文書及び公図の閲覧	1件	300円	1件	300円	両町村で差異がないため、現行のとおりにする。		
	公簿及び公文書の謄本又は抄本交付	1件	300円	1件	300円			
	その他の証明書の交付	1件	200円	1件	300円	合併時に黒川村の例により統一する。		
関係法令等	地方自治法（昭和22年法律第67号） （手数料） 第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。 （分担金等に関する規制及び罰則） 第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。 2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で5万円以下の過料を科する規定を設けることができる。 3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）					財政への影響額		単位：千円
						予算額	調整後見込額	影響額（増減）
						中条町		
						黒川村		
						計		
					備考 平成	年度当初予算ベース		

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	2	高齢者対策
分科会	6	高齢福祉分科会	調整項目	10	生活管理指導事業

中条町担当	健康開発課	しあわせいきが係		
黒川村担当	住民課	福祉係		

現 況			調 整 方 針	備 考																
記載事項	中 条 町	黒 川 村																		
名 称	生活管理指導事業	黒川村ホームヘルプサービス事業	<p>合併時に中条町の例により統一する。</p> <p>(変更前)「現行のとおりとする。合併後、3年以内に統一する。」</p>	調整方針の変更																
目 的	基本的な日常生活に支障のある一人暮らし高齢者等で介護保険の給付を受けられない者に、ホームヘルパー等の生活管理指導員を派遣して生活援助と生活指導を行なう。	65歳以上のものであって身体上に障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護を利用することが著しく困難であると認められた者にホームヘルパーを派遣する。																		
事 業 概 要	<p>県間接補助事業(介護予防・地域支え合い事業)</p> <p>業務形態 委託(中条町社会福祉協議会)</p> <p>契約形態 単価契約で実績により請求</p> <p>業務内容 家事支援指導・生活身上に関する助言・関係機関との連絡調整</p> <p>派遣制限 1世帯につき週6時間以内</p>	<p>業務形態 委託(黒川村社会福祉協議会)</p> <p>契約形態 委託契約により</p> <p>業務内容 家事支援指導・生活身上に関する助言・関係機関との連絡調整</p> <p>派遣制限 なし</p>																		
対 象 者	おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者及び高齢者世帯で日常生活に支障があるが、介護保険の給付を受けられない者	同左																		
利 用 料	1時間200円	<p>【身体介護サービス】:【生活援助サービス】</p> <p>所要時間30分未満 260円 : 0円</p> <p>所要時間30分以上1時間未満 460円 : 230円</p> <p>所要時間1時間以上1時間半未満 670円 : 330円</p> <p>以降30分増すごとに加算 90円 : 90円</p>																		
利 用 者 数	平成15年4月~12月(9ヶ月間)ホームヘルプサービスの実績として実人数10人 延べ人数82人	平成15年4月~12月(9ヶ月間)ホームヘルプサービスの実績として実人数6人 延べ人数137人																		
14年度決算額	2,398,010円(うちホームヘルプサービス委託料2,383,010円)	10,000,000円(委託料)																		
14年度歳入内訳	利用者負担金102,990円	利用者負担額(0円)																		
15年度予算額	2,566千円(うちホームヘルプサービス委託料2,543,000円)	11,708,000円(委託料)																		
					<p>財政への影響額 単位:千円</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>予算額</td> <td>調整後見込額</td> <td>影響額(増減)</td> </tr> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			予算額	調整後見込額	影響額(増減)	中条町				黒川村				計	
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																	
中条町																				
黒川村																				
計																				
関係法令等	<p>介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国)</p> <p>中条町生活管理指導事業実施要綱(案)</p>	<p>老人福祉法</p> <p>黒川村ホームヘルプサービス事業に伴う費用徴収条例</p> <p>黒川村ホームヘルプサービス事業に伴う費用徴収条例施行規則</p>	備考 平成 年度当初予算ベース																	



行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部	分類	2	高齢者対策
分科会	6	高齢福祉分科会	調整項目	13	介護予防事業

中条町担当	健康開発課	しあわせいきがい係		
黒川村担当	住民課	保健衛生係		

現 況			調 整 方 針	備 考		
記載事項	中 条 町	黒 川 村				
名 称	介護予防事業	同左	<p>中条町の例により統一する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。</p> <p>(変更前)「合併時に中条町の例により統一する。ただし、内容等については、合併後に検討する。」</p>	調整方針の変更		
目 的	在宅の高齢者等に対し要介護状態にならない為の介護予防サービスを提供することにより、高齢者等の自立と生活の質の確保を図る。在宅の高齢者等に対する生きがいや健康づくり活動及び寝たきり予防のための運動や知識の普及啓発等により、すこやかで活力ある地域づくりを推進する。	同左				
事 業 概 要	1 実施方法 基幹型在宅介護支援センターで実施及び地域型在宅介護支援センター(マチュアハウス、愛広苑、中条町社協)へ委託 2 実施内容 ・ 転倒予防教室 ・ 介護予防教室 ・ 痴呆介護教室 ・ IADL 訓練教室 ・ ゆうゆう会(転倒予防継続の会) ・ 太極拳教室(ニイハオの会) H17.4 廃止	1 実施方法 黒川村直営 2 実施内容 ・ 健康骨太教室(平成17年度から) ・ 生き生き健康教室 ・ 痴呆性老人を抱える家族の集い ・ 心の健康づくり講演会 ・ 訪問リハビリ				
対 象 者	概ね60歳以上の高齢者	同左				
利 用 料	講師謝礼の一部、食費、交通費等の実費	なし				
14年度決算	771,113円(県補助金578千円)					
15年度予算	1,644千円					
関係法令等	中条町介護予防事業実施要綱 介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国)					
財政への影響額					単位:千円	
	予算額	調整後見込額			影響額(増減)	
中条町						
黒川村						
計						
備考 平成 年度当初予算ベース						

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	2	高齢者対策
分科会	6	高齢福祉分科会	調整項目	20	金婚式

中条町担当	健康開発課	しあわせいきがい係		
黒川村担当	住民課	福祉係		

現 況			調 整 方 針	備 考																
記載事項	中 条 町	黒 川 村																		
名 称	中条町合同金婚式	敬老会事業で実施	<p>中条町の例により統一する。 開催内容の詳細は、老人クラブ連合会の意見を踏まえ、合併時までに決定する。</p> <p>(変更前)「現行のとおりとする。ただし、合併後、3年以内に老人クラブと開催内容等について協議する。」</p>	調整方針の変更																
主 催	中条町・中条町老人クラブ連合会																			
目 的	夫婦が健康で結婚50年を迎えられたことを祝し、長年地域の発展に貢献されたことに敬意を表する。																			
事 業 概 要	<p>1 開催方法</p> <p>開催時期 毎年11月頃</p> <p>開催場所 町内の宴会場</p> <p>参加者募集 ・老人クラブで取りまとめ ・町広報で募集</p> <p>対象者 結婚50年の夫婦で出席を希望する者</p> <p>2 開催内容</p> <p>記念撮影</p> <p>式典の開催</p> <p>お祝い状・記念品の贈呈</p> <p>祝宴・余興(町内の芸能団体)</p>																			
参 加 者 数	平成15年度 57組114人	平成15年度 20組																		
参 加 費	無料																			
14年度事業費	968,072円(予算は「敬老事業」と合算している。)																			
15年度予算額	1,000千円(予算は「敬老事業」と合算している。)																			
備 考	記念品 一組2,800円程度(平成15年度は夫婦茶碗)	記念品 金銀盃セット桐箱入り(2,300円程度)																		
					<p>財政への影響額 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額(増減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 平成 年度当初予算ベース</p>			予算額	調整後見込額	影響額(増減)	中条町				黒川村				計	
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																	
中条町																				
黒川村																				
計																				
関係法令等																				

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	2	高齢者対策
分科会	6	高齢福祉分科会	調整項目	21	戦没者慰霊祭

中条町担当	健康開発課	しあわせいきがい係		
黒川村担当	住民課	福祉係		

現 況			調 整 方 針	備 考															
記載事項	中 条 町	黒 川 村																	
名 称	中条町戦没者慰霊祭	黒川村戦没者慰霊祭	合併後、中条地区と黒川地区で分散開催とする。  (変更前)「合併後、検討する。」	調整方針の変更															
主 催	中条町遺族会(祭主は町長が行う。) ただし、式典の開催、準備作業等は健康開発課で行う。	黒川村遺族会 式典の開催、準備作業等は住民課で行なう																	
目 的	戦禍に倒れ、戦場に散ったみたまに哀悼の意を表するとともに、遺族に対する慰労と敬意を表する。	同左																	
事 業 概 要	1 開催方法 開催時期 毎年5月頃 開催場所 町体育館 参加者募集 遺族会事務局で取りまとめ 対象者 戦没者遺族 対象者への案内 遺族会事務局で実施 2 開催内容 式典 仏式と神式を交互(隔年)に開催 昼食(弁当・お茶・清酒) 余興(町内の芸能団体)	1 開催方法 開催時期 毎年8月1日 開催場所 戦没者慰霊碑前(樽ヶ橋) 参加者募集 各集落区長に依頼 対象者 戦没者遺族 対象者への案内 各集落区長に依頼 2 開催内容 式典 仏式で開催 昼食(弁当・お茶・清酒) 余興(村内の芸能団体)																	
参 加 者 数	平成15年度 約200人	平成15年度 約183人(遺族92人・来賓等91人)																	
参 加 費	無料	無料																	
15 年度 予 算 額	810千円 ただし、町が遺族会へ補助金として交付し、遺族会の予算から執行する。	社会福祉協議会から補助金として、1,117千円と会費をもって執行する。																	
備 考	戦没者遺族は高齢化が進み、参加者は減少傾向にある。中条町遺族会事務局は、社会福祉協議会内に設置し、担当者を配置している。	遺族会員 175人(会費700円・1,500円)																	
関係法令等			財政への影響額 単位：千円 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額(増減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 備考 平成 年度当初予算ベース		予算額	調整後見込額	影響額(増減)	中条町				黒川村				計			
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																
中条町																			
黒川村																			
計																			

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	2	高齢者対策
分科会	6	高齢福祉分科会	調整項目	3 4	高齢者食生活改善事業

中条町担当	健康開発課	しあわせいきがい係		
黒川村担当	住民課	保健衛生係		

現 況			調 整 方 針	備 考																							
記載事項	中 条 町	黒 川 村																									
名 称	高齢者食生活改善事業	同左	<p>中条町の例により統一する。ただし、<u>合併年度は現行のとおりとする。</u></p> <p>(変更前)「合併時に中条町の例により統一する。」</p>	調整方針の変更																							
目 的	一人暮らし高齢者等が要介護状態に陥るきっかけとなりやすい疾病や転倒骨折を予防するため、健全な食生活を送れるように支援する。	同左																									
事 業 概 要	平成 16 年度から事業実施 県間接補助事業(介護予防・地域支え合い事業) 業務形態 委託(中条町社会福祉協議会) 契約形態 概算払いで年度末精算 事業内容 ・一人暮らし高齢者の料理教室の開催 ・給食ボランティアの研修会	1 実施方法 黒川村直営 2 実施内容 健康なんでも相談会																									
対 象 者	一人暮らし高齢者及び高齢者世帯 「食の自立支援事業」に従事する給食ボランティア	食生活改善推進員、概ね 60 歳以上の一般住民																									
備 考																											
関係法令等	介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国) 中条町高齢者食生活改善事業実施要綱		<table border="1"> <tr> <td colspan="3">財政への影響額</td> <td>単位：千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>予算額</td> <td>調整後見込額</td> <td>影響額(増減)</td> </tr> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">備考 平成 年度当初予算ベース</td> </tr> </table>	財政への影響額			単位：千円		予算額	調整後見込額	影響額(増減)	中条町				黒川村				計				備考 平成 年度当初予算ベース			
財政への影響額			単位：千円																								
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																								
中条町																											
黒川村																											
計																											
備考 平成 年度当初予算ベース																											

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部	分類	2	高齢者対策
分科会	6	高齢福祉分科会	調整項目	35	運動指導事業

中条町担当	課	係		
黒川村担当	住民課	保健衛生係		

現 況			調 整 方 針	備 考	
記載事項	中 条 町	黒 川 村			
名称	(制度なし)	運動指導事業	平成 17 年度から介護予防事業の中で実施済みのため、削除  (変更前)「介護予防事業の転倒予防教室に統合して実施する。ただし、内容等は、合併後に検討する。」	項目の削除	
目的		転倒・骨折の予防を疾病、運動、栄養の面からとらえ、運動不足やストレスの解消、仲間づくりを通して健康寿命の延伸を図ることを目的とする。将来的には、参加者同士の自主グループ活動に発展するように支援する。			
事業概要		1 実施方法 黒川村直営  2 実施内容  名称 健康骨太教室  内容 体育指導委員による健康体操、ウォーキング、ダンス、尿失禁予防体操、医師の講話「転倒・骨折予防」、栄養士の講話「骨粗しょう症予防について」他  回数 年 10 回 会場は黒川村体育館			
対象者		概ね 60 歳以上の一般住民  基本健診や人間ドック健診の結果から、運動指導により生活習慣病予防の効果が期待できる者。			
備考		教室終了後、自主グループ「雪椿の会」が発足			
関係法令等					
			財政への影響額 単位：千円		
			予算額	調整後見込額	影響額(増減)
			中条町		
			黒川村		
			計		
			備考 平成 年度当初予算ベース		

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	3	敬老祝事業
分科会	6	高齢福祉分科会	調整項目	1	敬老会

中条町担当	健康開発課	しあわせいきがい係		
黒川村担当	住民課	福祉係		

現 況			調 整 方 針	備 考															
記載事項	中 条 町	黒 川 村																	
名 称	中条町敬老会	黒川村敬老会	合併後、中条地区と黒川地区で分散開催とする。内容は平成18年度から統一する。ただし、黒川地区の対象年齢は段階的に引き上げる。  (変更前)「現行のとおりとする。ただし、対象年齢は、75歳以上とし、黒川村の対象年齢は、段階的に引き上げる。内容は、合併後、3年以内に統一する。」	調整方針の変更															
実 施 主 体	中条町	黒川村																	
開 催 日	9月 敬老の日(祝日)午前11時～午後1時30分	9月15日(老人の日)午前11時～午後1時																	
会 場	町体育館	胎内レクホール																	
内 容	1 式典及び余興の流れ ・主催者あいさつ(町長) ・90歳以上の参加者、喜寿、米寿代表者表彰(15人程度) ・来賓あいさつ(代表1名) ・感謝と励ましのことば(小学6年生代表) ・謝辞(喜寿表彰者代表) ・昼食(弁当1,000円程度・駅弁茶・清酒180ml 1本) ・余興(老人クラブ・保育園児)唄、踊り等15曲程度 2 配付物 しおり(プログラム・対象数等)のみ 参加者記念品なし、対象者名簿は配付しない。 3 来賓 町議長、県知事、県議員、社会福祉協議会会長、町議員 警察署長	1 式典及び余興の流れ ・村長あいさつ ・記念品贈呈(各年代の代表者7名) ・来賓祝辞(県知事、村議会議長) ・代表者謝辞 ・昼食(弁当1,500円程度・赤飯・麦茶・清酒180ml1本) ・余興(黒川村民謡愛好会) 2 配付物 敬老会のしおり(プログラム・対象数等)全員 3 来賓 県知事、村議長、教育委員長、民生委員児童委員協議会長 農協代表理事、商工会長、体育協会会長、村議員、民生委員 児童委員、区長(計69名)																	
敬老会該当者	平成15年度 3,188人(全員に案内状配付)対象:75歳以上	平成15年度 1,215人(全員に案内状配付)対象:70歳以上																	
出 席 者	約650人	敬老者627人 来賓等 56人																	
当日の従事者	職員19人、パート職員2人、日赤ボランティア15人(無償)、社会福祉協議会2人、在宅介護支援センター6人、ボランティア3人 計47人	職員14人 社会福祉協議会1人 臨時職員1人 計16人 集落より世話人 約60人																	
送 迎	大型バス9台、小型バス12台 タクシー10台程度 バスには従事者が1人添乗する。	大型バス14台 中型バス2台 各集落より世話人が添乗																	
事 業 費	平成15年度 2,280千円(長寿顕彰費を除く)	平成15年度 2,970千円																	
備 考			財政への影響額 単位:千円 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>予算額</td> <td>調整後見込額</td> <td>影響額(増減)</td> </tr> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		予算額	調整後見込額	影響額(増減)	中条町				黒川村				計			
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																
中条町																			
黒川村																			
計																			
関係法令等			備考 平成 年度当初予算ベース																

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	3	敬老祝事業
分科会	6	高齢福祉分科会	調整項目	2	敬老祝事業

中条町担当	健康開発課	しあわせいきがい係		
黒川村担当	住民課	福祉係		

現況		調整方針	備考																
記載事項	中条町			黒川村															
名称	喜寿・米寿祝品及び長寿祝金の贈呈	敬老祝品の贈呈及び長寿祝金の支給	<p>平成 18 年度から中条町の例により統一する。</p> <p>(変更前)「現行のとおりとする。合併後、3年以内に統一する。」</p> <p>調整方針の変更</p>																
対象者	祝品...喜寿(77歳)及び米寿(88歳)該当者 祝金...米寿(88歳)以上全員	祝品...70歳以上全員 祝金...黒川村に引き続き10年以上住所を有し、満百歳に達した者																	
対象者数 (平成15年度)	喜寿祝品329人 米寿祝品95人 祝金463人(100歳以上3人、99歳2人、88歳~98歳458人)	敬老祝品 1,215人 祝金0人 16年度1人、17年度1人(見込み)																	
事業概要	<p>1 内容 祝品...・喜寿祝品...1,000円程度のタオルセット ・米寿祝品...2,500円程度のタオルセット 祝金...100歳以上20万円、99歳5万円、88~98歳5千円</p> <p>2 贈呈(支給)時期 祝品、祝金共に毎年9月</p> <p>3 配付(支給)方法 原則として区長に配付を依頼し、各町内会で配付する。(職員が直接届ける町内もある。)100歳以上は町長の表敬訪問時</p>	<p>1 内容 敬老祝品(品目と対象者) 70~79歳 1,500円相当の品物 646人 77歳(喜寿) 紫座布団(2,600円相当) 99人 80歳 金杯(1,600円相当) 35人 81~89歳 2,000円相当の品物 272人 88歳(米寿) 3,000円相当の品物 21人 90歳~98歳 5,000円相当の品物 79人 99歳(白寿) 10,000円相当の品物 1人 100歳 寝具セット(50,000円相当) 0人 101歳以上 10,000円相当の品物 1人 胎内やすらぎの家(70歳~89歳)1,500円相当の品物 61人 (77歳・80歳・88歳・90歳以上は上記と同じ) 金婚夫婦 金銀杯セット(2,300円相当) 20組 祝金...満100歳100万円</p> <p>2 贈呈(支給)時期 祝品は敬老会において贈呈し、祝金は満100歳に達した日から10日以内に支給する。</p> <p>3 配付(支給)方法 祝品は、各年代の代表者のみ当日会場で、その他は前日までに区長宅で届ける。祝金は、村長が表敬訪問し支給する。</p>																	
事業費(15年度)	3,557千円(祝品567千円、祝金2,990千円)	2,190千円(祝品2,190千円、祝金0)	<p>財政への影響額 単位:千円</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>予算額</td> <td>調整後見込額</td> <td>影響額(増減)</td> </tr> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 平成 年度当初予算ベース</p>		予算額	調整後見込額	影響額(増減)	中条町				黒川村				計			
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																
中条町																			
黒川村																			
計																			
備考	住所を有する施設入所者も贈呈(支給)する。	同左																	
関係法令等	中条町長寿顕彰条例	黒川村長寿祝金支給条例 黒川村長寿祝金支給条例施行規則																	

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	3	敬老祝事業
分科会	6	高齢福祉分科会	調整項目	3	長寿顕彰状

中条町担当	健康開発課	しあわせいきがい係		
黒川村担当	住民課	福祉係		

現況		調整方針	備考																
記載事項	中条町			黒川村															
名称	長寿顕彰状	(制度なし)	平成18年度から対象者を選定し統一する。100歳や米寿など節目となる方だけに贈呈する。  (変更前)「中条町の例による。」  調整方針の変更																
目的	老人福祉法の趣旨により、高齢者に対し長寿を讃えるところに敬老の意を表す。																		
対象者	88歳(米寿)、89歳~98歳、99歳(白寿) 100歳以上																		
事業概要	1 内容 顕彰状(大きさB4、100歳以上はA3額付)を贈る。 100歳以上は町長が対象者の自宅へ表敬訪問する。 2 文面(平成15年度89歳~98歳の例) 顕彰状 様「あなたは長年健康に留意され中条町民を誇りとし 歳の長寿を迎えられたことは誠に喜ばしいこととあります。よって祝福と祝金を贈り彰します。」 平成15年9月15日 中条町長 3 時期 毎年9月 4 配付方法 原則として区長へ配付依頼する。(長寿祝金・喜寿米寿記念品と一緒に)100歳以上は、町長が表敬訪問する。																		
対象者数	平成15年度 88歳(米寿) 95人 89歳~98歳 363人 99歳(白寿) 2人 100歳以上 3人 合計463人																		
作成方法	顕彰状:印刷 名入れ:シルバー人材センターへ委託(1枚176.55円)																		
事業費	257千円(平成15年度)																		
備考	最高長寿者 100歳3人(16年1月現在)		財政への影響額 単位:千円 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>予算額</td> <td>調整後見込額</td> <td>影響額(増減)</td> </tr> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		予算額	調整後見込額	影響額(増減)	中条町				黒川村				計			
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																
中条町																			
黒川村																			
計																			
関係法令等	中条町長寿顕彰条例		備考 平成 年度当初予算ベース																



行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	3	老人保健事業
分科会	8	保健衛生	調整項目	4	機能訓練事業

中条町担当	健康開発課	元気応援係		
黒川村担当	住民課	保健衛生係		

現 況			調 整 方 針	備 考																
記載事項	中 条 町	黒 川 村																		
名称	機能訓練事業	脳卒中後遺症者等機能訓練事業	<p>中条町の例により統一する。ただし、<u>合併年度は現行のとおりとする。</u></p> <p>(変更前)「合併時に中条町の例により統一する。」</p>	調整方針の変更																
事業概要	脳卒中後遺症等疾病や加齢により、心身の機能が低下している者を対象に機能回復訓練を実施。	脳卒中後遺症等により、心身の機能が低下している者を対象に機能回復訓練を実施。																		
対象者	町内に居住地を有する40歳以上の者で、介護保険自立または介護保険等の通所サービスを利用していない者。  1. 家に閉じこもりがちな者で機能低下の恐れのある者  2. 疾病や老化等により、機能が低下している者	村内に居住地を有する40歳以上の者で、次のいずれかに該当する者とする。  1. 医療終了後も継続して訓練を行う必要のある者  2. 身体機能や精神機能に支障があるにもかかわらず必要な訓練を受けていない者  3. 老化等により身体機能が低下している者  新規参加者の条件 介護保険介護度2以下 75歳以下																		
会場、回数	1か所 16回/年(送迎あり) + 12回/年(送迎無し)	1か所 13回/年																		
送迎	送迎あり 16回  送迎無し 12回	送迎あり																		
関係法令等	老人保健法	老人保健法																		
			<p>財政への影響額 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額(増減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 平成 年度当初予算ベース</p>			予算額	調整後見込額	影響額(増減)	中条町				黒川村				計			
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																	
中条町																				
黒川村																				
計																				

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	3	老人保健事業
分科会	8	保健衛生	調整項目	10	乳がん検診

中条町担当	健康開発課	元気応援係		
黒川村担当	住民課	保健衛生係		

現況		調整方針	備考																			
記載事項	中条町	黒川村																				
名称	乳がん検診	乳がん検診	<p>マンモグラフィ併用乳がん検診に統一するため、合併時に廃止する。</p> <p>(変更前)「中条町の例により統一する。対象年齢は、黒川村の例により統一する。」</p> <p>調整方針の変更</p>																			
対象	30歳以上の女性	(平成16年度で廃止)																				
内容	医療機関での施設検診																					
個人負担額	800円																					
時期	5～8月																					
会場	中条町、新発田市の医療機関に委託																					
その他	<p>受診者数(人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30～39歳</td> <td>80</td> <td>99</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>40～69歳</td> <td>561</td> <td>595</td> <td>649</td> </tr> <tr> <td>70歳以上</td> <td>147</td> <td>150</td> <td>155</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>788</td> <td>844</td> <td>914</td> </tr> </tbody> </table>			13年度	14年度	15年度	30～39歳	80	99	110	40～69歳	561	595	649	70歳以上	147	150	155	計	788	844	914
	13年度	14年度	15年度																			
30～39歳	80	99	110																			
40～69歳	561	595	649																			
70歳以上	147	150	155																			
計	788	844	914																			
関係法令等	がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針 中条町健康診査負担金徴収規則	がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針 黒川村健康診査負担金徴収規則	<p>財政への影響額 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額(増減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 平成 年度当初予算ベース</p>		予算額	調整後見込額	影響額(増減)	中条町				黒川村				計						
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																			
中条町																						
黒川村																						
計																						

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	3	老人保健事業
分科会	8	保健衛生	調整項目	16	前立腺がん検診

中条町担当	健康開発課	元気応援係		
黒川村担当	住民課	保健衛生係		

現 況			調 整 方 針	備 考																
記載事項	中 条 町	黒 川 村																		
前立腺がん検診	平成 16 年度より実施 (対象者) 基本健診受診者のうち 50 歳以上の男性 (内容) 基本健診時に採取した血液にて検査。 (個人負担金) 700 円 (日数) 4・7月の 14 日間(基本健診と同日) (会場) ほっと HOT・中条	平成 17 年度より新規実施 (対象者) 同左 (内容) 同左 (個人負担金) 50～69 歳 700 円 70 歳以上は無料 (日数) 5月の 2 日間(基本健診と同日) (会場) 村内 4 会場	黒川村の例による。ただし、日数及び会場については、合併後 3 年以内に統一する。  (変更前)「中条町の例による。個人負担金は、50～69 歳 700 円、70 歳以上は、無料とする。」	調整方針の変更																
			財政への影響額 単位：千円																	
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額(増減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		予算額	調整後見込額	影響額(増減)	中条町				黒川村				計				
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																	
中条町																				
黒川村																				
計																				
関係法令等	中条町健康診査負担金徴収規則		備考 平成 年度当初予算ベース																	

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	3	老人保健事業
分科会	8	保健衛生	調整項目	17	健康診査希望調査

中条町担当	健康開発課	元気応援係		
黒川村担当	住民課	保健衛生係		

現 況			調 整 方 針	備 考																
記載事項	中 条 町	黒 川 村																		
名称	健康診査希望調査	健康診査希望調査	<p>中条町の例により統一する。ただし、<u>合併年度は現行のとおりとする。</u></p> <p>(変更前)「合併後に中条町の例により統一する。」</p>	調整方針の変更																
対象者	19歳以上	19歳以上																		
内容	対象世帯に区長経由で健康診査申込書兼調査票を配布し、記入後区長経由で回収する。	対象世帯に健康診査希望調査票を配布し、記入後回収する。 なお、配布・回収とも保健推進員が従事する。																		
期間	12月中の約2週間。	2月中の2週間																		
関係法令等			<p>財政への影響額 <span style="float:right">単位：千円</span></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額(増減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 平成 年度当初予算ベース</p>			予算額	調整後見込額	影響額(増減)	中条町				黒川村				計			
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																	
中条町																				
黒川村																				
計																				

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	5	歯科保健衛生
分科会	8	保健衛生	調整項目	2	フッ素塗布

中条町担当	健康開発課	元気応援係		
黒川村担当	住民課	保健衛生係		

現況			調整方針	備考																
記載事項	中条町	黒川村																		
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>1歳1か月児</li> <li>1歳6か月児</li> <li>2歳～2歳1か月児</li> <li>3歳1か月児の健診受診者の希望者</li> </ul>	乳幼児（申し込み） 10か月児歯科健診後、上前歯が4本生えた時点から3歳まで	1歳、1歳半、2歳、3歳のフッ素塗布は、中条町の例により統一する。 個人負担金は、500円とする。 その他、1歳児で歯の生えていない児、2歳半、3歳半の希望者には、フッ素塗布券を発行し、医療機関委託でフッ素塗布を実施する。 個人負担金は、1,500円とする。 <u>ただし、合併年度は現行のとおりとする。</u>	調整方針の変更 (ただし書きの追加)  歯科医師会と事前調整を行う。																
実施方法	(内容) 歯科健診実施後、歯科衛生士によりフッ素塗布 (時期) 各健診時に同時に実施：1歳児と1歳半健診は同日実施 (会場) ほっとHOT・中条 (従事者) 歯科医師、歯科衛生士、保健師 (通知方法) 元気応援係で対象者に通知 (個人負担額) 1人 500円	(内容) 医療機関で行うフッ素塗布 (時期) 3か月に1回程度  (会場) 村内の歯科診療所 (従事者) 歯科医師、歯科衛生士 (通知方法) へき地診療所歯科黒川分室が申込者に葉書で通知。 (個人負担額) 1人 1,500円																		
委託医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>2歳児親子歯科健診のみ歯科保健協会委託                              フッ素) @1,300円 サホライド塗布) @800円                              従事者) 歯科医師1人、歯科衛生士2人</li> <li>1歳児、1歳半、(3歳:H16年度から実施)は歯科医師会(中条班)に中条町から依頼。1つの歯科健診に歯科医師1人、歯科衛生士2人を依頼する                              歯科医師) @18,800円 歯科衛生士) @5,800円</li> </ul>	希望の医療機関で受ける(村内のみ補助対象) <ul style="list-style-type: none"> <li>黒川村へき地診療所歯科黒川分室</li> <li>黒川村へき地診療所歯科分室</li> <li>黒川病院歯科</li> </ul>																		
補助割合	2歳児親子歯科健診のみ委託のため、 フッ素塗布 @800円×人数(200人) サホライド塗布 @800円×人数(30人)	委託料として フッ素塗布 @1,400円×人数 乳歯管理事務 @400円×人数			新市負担金は、1,400円×人数とし、乳歯管理は、新市で行う。 <u>ただし、合併年度は現行のとおりとする。</u>															
関係法令等			財政への影響額 単位：千円 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額(増減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 備考 平成 年度当初予算ベース			予算額	調整後見込額	影響額(増減)	中条町				黒川村				計			
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																	
中条町																				
黒川村																				
計																				

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	7	予防接種
分科会	8	保健衛生	調整項目	1	予防接種

中条町担当	健康開発課	元気応援係		
黒川村担当	住民課	保健衛生係		

現 況			調 整 方 針	備 考
記載事項	中 条 町	黒 川 村		
定期予防接種の 周知・通知方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間計画作成（接種場所、窓口等に設置）</li> <li>広報に掲載（集団接種日の前号）</li> <li>乳幼児：個人通知（郵送） 予診票・案内文等 （予診票は電算で打ち出されたもの）</li> <li>児童：学校を通じて配布（予診票は打出ししない）</li> <li>健診時（特に3歳児）に母子手帳で確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間計画作成（就学前の子ども全員に配布）</li> <li>健康通信「あおぞら」掲載（月毎）</li> <li>乳幼児：個人通知（郵送） 予診票・案内文等 （予診票は電算で打ち出されたもの）</li> <li>学童：学校を通じて配布（予診票は学校用で氏名の打ち出しなし）</li> <li>他市町村の学校に就学しているものには電話で確認し、集団接種会場を通知。</li> </ul>	合併時に中条町の例により統一する。	調整方針の変更 (ただし書きの追加)
<del>ツベルクリン</del> 判定BCG	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象：生後6月未満（変更前：生後3月～4歳未満のツベルクリン陰性者）</li> <li>接種方法：集団接種</li> <li>実施回数：年12回（ほっとHOT・中条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同 左</li> <li>実施回数：年12回（村民ホール）</li> </ul>	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 ただし、実施回数及び実施場所については、合併後3年以内に統一する。	
ポリオ	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象：生後3月～90月未満</li> <li>接種方法：集団接種</li> <li>実施回数：年4回（ほっとHOT・中条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同 左</li> <li>実施回数：年2回（村民ホール）</li> </ul>		
二種混合	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象：小学6年生（第2期）</li> <li>接種方法：集団接種</li> <li>実施回数：年1回（各5小学校）別日実施（2校同日の場合あり）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同 左</li> <li>実施回数：年1回（各3小学校）</li> </ul>		
三種混合	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象：生後3月～90月未満</li> <li>接種方法：集団接種</li> <li>実施回数：年12回（ほっとHOT・中条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同 左</li> <li>実施回数：年6回（村民ホール）</li> </ul>		
日本脳炎 第1期	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象：生後36月～90月未満</li> <li>接種方法：集団接種 年9回（ほっとHOT・中条）</li> <li>実施回数：年9回（ほっとHOT・中条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同 左</li> <li>実施回数：年4回（黒川保育園、胎内保育園各2回）</li> </ul>		
日本脳炎 第2期	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象：小学4年生</li> <li>接種方法：集団接種</li> <li>実施回数：年1回（各5小学校）別日実施（2校同日の場合あり）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同 左</li> <li>実施回数：年1回（各3小学校移動し同日実施）</li> </ul>		
日本脳炎 第3期	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象：中学3年生</li> <li>接種方法：集団接種</li> <li>実施回数：年1回（各3中学校） 別日実施（2校同日の場合あり）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同 左</li> <li>実施回数：年1回（黒川中学校）</li> </ul>		

現 況		調 整 方 針	備 考																
記載事項	中 条 町			黒 川 村															
風しん	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象：生後12月～90月未満</li> <li>・接種方法：個別接種</li> </ul> 乳児健康相談（7か月健診）時に、接種券等を保護者に配布 (変更前) <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象：生後12月～90月未満（原則、麻しん接種後）</li> <li>・接種方法：集団接種</li> <li>・実施回数：年2回（ほっとHOT・中条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象：同左</li> <li>・接種方法：集団接種</li> </ul> 実施回数：年2回（村民ホール） (変更前) 同 左 ・実施回数：年2回（村民ホール）	中条町の例により統一する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。 (変更前)「両町村で差異がないため、現行のとおりとする。」	調整方針の変更															
麻しん	対象：生後12月～90月未満 接種方法：個別接種（B契約している医療機関） （相馬医院はA契約だが、接種可能） 乳児健康相談（7か月健診）時に、接種券等を保護者に配布	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象 生後12月～90月未満</li> <li>・接種方法 個別接種（黒川村へき地診療所のみ）</li> </ul> 9～10か月児健診時に個別通知	合併時に中条町の例により統一する。																
インフルエンザ	対象：65歳以上 60歳以上65歳未満の者で、心臓、腎臓、呼吸器の機能、またはHIV感染による免疫機能に障害を有する者として厚生労働省令で定める者 接種方法：個別接種（A・B契約している医療機関） 負担金：1,050円（ただし、生活保護世帯からは徴収しない） その他： <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報により周知（9月15日号予定）</li> <li>・必要書類等は、事前に町内医療機関（加治川村の笹川医院も）に届ける。</li> <li>・インフルエンザ委託料 7,558千円（平成15年度予算）</li> </ul>	同 左 ・インフルエンザ予防接種委託料 2,969千円	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。																
その他	[個別接種] ひきつけ等、健康上の理由で集団接種を受けられない対象者にはB契約の医療機関で実施（二種混合・三種混合・日本脳炎・風しん麻しん） <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に「接種申込書」を書きに来てもらう。（この際に、受診説明し、予診表と接種券を配布する）</li> <li>・町内での接種の場合は、B契約の医療機関を紹介している。</li> <li>・児童生徒で集団接種（各学校）できなかった生徒は、日程調整の上、乳幼児の集団接種で受診。日程調整できない場合は、個別接種で受診。</li> <li>・個別接種委託料 1,896千円（平成15年度予算）</li> </ul> [予防接種会議] 接種状況、次年度の日程等を話合う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・年1回実施（2月頃）</li> <li>・参加者 中条支部医師会長・小中学校の養護教諭・予防接種従事看護師</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひきつけやアレルギー等、健康上の理由で集団接種を受けられない対象者にはB契約（二種混合、三種混合、麻しん、風しん、日本脳炎）で個別接種を実施。その際には事前に相談してもらう。坂町病院が主であるが医療機関宛文書を保護者に送付。</li> <li>乳幼児個別接種委託料 100千円</li> <li>・児童生徒で集団接種できなかった方は、日程調整しへき地診療所で実施。</li> </ul>	(個別接種) 両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 (予防接種会議) 合併時に中条町の例により統一する。																
関係法令等	予防接種法 結核予防法 予防接種事故災害補償規程	予防接種法 結核予防法 予防接種事故災害補償規程	財政への影響額 単位：千円 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額(増減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 備考 平成 年度当初予算ベース			予算額	調整後見込額	影響額(増減)	中条町				黒川村				計		
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																
中条町																			
黒川村																			
計																			